

Winter Festa 2011

科目別トピックセミナー

<財務諸表論>

徹底解説！本試験における

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の影響

TAC税理士講座 1/5(木)より本格開講！

※ 先行クラス 12/17(土)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください(予約不要)。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

TAC 税理士講座

科目別トピックセミナー

徹底解説！本試験における「会計上の変更 及び誤謬の訂正に関する会計基準」の影響

目 次

	<ページ>
1 はじめに	1
2 会計上の変更基準の概要	2
3 我が国の従来 of 取扱い	3
4 会計上の変更基準 of 取扱い	5
5 遡及適用	8
6 設例 1	9
7 設例 2	12
8 設例 3（税効果適用あり）	17
9 おわりに	22

1 はじめに

1 会計基準をめぐる現状

現在、日本の会計は大きな転換点を迎えようとしている。国際的な会計基準は、国際財務報告基準（I F R S）及び国際会計基準（I A S）を軸として一つにまとまろうとしている（現在100カ国以上の国で採用等されている）。

日本も2011年を目安としてコンバージェンス（収斂）を図っていたが、アドプション（適用）に方向転換を図り、調整に入っている。

そこで、最終的なアドプションに備え、移行をスムーズに行うため、国際財務報告基準（I F R S）等との差異について調整が活発に行われている。

2 会計上の変更等に関する状況

国際的な会計基準において、企業が自発的に会計方針の変更を行った場合や財務諸表の表示方法を変更した場合には過去の財務諸表を新たに採用した方法で遡及処理し、これを表示することが既に求められている。

我が国においても、平成18年5月に施行された会社計算規則により、これまでの商法では明示されていなかった過年度事項の修正を前提とした計算書類の作成及び修正後の過年度事項の参考情報としての提供が妨げられないことが明確化された。

このような状況を踏まえ、その取扱いを整備する一環として、企業会計基準委員会（A S B J）から「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表（平成21年12月4日）された。

本セミナーにより、皆さんの会計に対する関心、理解が深まり、今後の学習に有用なものとなることを期待する。

2 会計上の変更基準の概要

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「変更基準」という。）が公表され、「会計上の変更」及び「過去の誤謬」は以下のように取り扱うことになる。

分類		適用例	原則的な会計上の取扱い
会計上の変更	会計方針の変更 ※	先入先出法→総平均法	遡及処理する（遡及適用）
	表示方法の変更	表示区分の変更	遡及処理する（財務諸表の組替え）
	会計上の見積りの変更	耐用年数変更	遡及処理しない
過去の誤謬		売上原価の過少計上	遡及処理する（修正再表示）

(1) 遡及処理

遡及処理とは、過去の財務諸表を遡及的に処理することをいう。

具体的には新たな会計方針等を過去の財務諸表に遡って適用したかのように会計処理等すること、または過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映する処理をいい、これにより財務諸表の比較可能性の確保と情報の有用性を高めることができる。

また、遡及処理とは以下の「遡及適用」、「財務諸表の組替え」又は「修正再表示」が該当する。

(2) 遡及適用

遡及適用とは、新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理することをいう。

(3) 財務諸表の組替え

財務諸表の組替えとは、新たな表示方法を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように表示を変更することをいう。

(4) 修正再表示

修正再表示とは、過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。

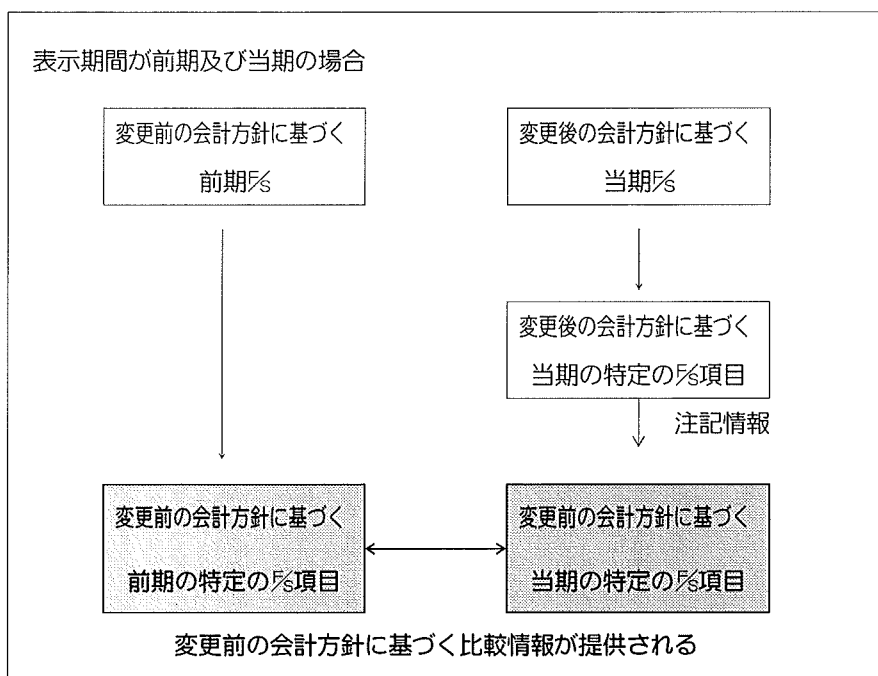
なお、当該セミナーでは上記のうち会計方針を変更した場合の遡及適用の考え方を確認していく。

3 我が国の従来への取扱い

会計方針は継続性の原則のもと、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用することが要求される。

なお、我が国の従来への取扱いは、正当な理由により会計方針を変更した場合には、会計方針の変更が当該変更期間の財務諸表に与えた影響に関する注記を求める定めはあるものの、過去の財務諸表に新しい会計方針を遡及適用することを求める定めはなかった。

会計方針の変更が当該変更期間の財務諸表に与えた影響に関する注記を行うことにより、財務諸表の利用者が会計方針の変更がなかった場合の損益の額や利益の額など特定の財務諸表項目の金額を算定することが可能となり、そのような注記情報を通じて、前期以前の情報と当期の情報を比較することが期待されていたのである。



45 国際的な会計基準と同様、我が国においても、「継続性の原則」(企業会計原則第一五)により、企業は同一の会計方針を継続して適用することが求められており、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならないとされている(企業会計原則注解(注3))。このため、本会計基準においても、会計方針の継続性に関する従来の考え方を踏襲し、正当な理由により変更を行う場合を、(1)会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合と、(2)(1)以外の正当な理由による会計方針の変更の場合に分類している(第5項参照)。(1)及び(2)は、原則として遡及適用が求められることなどの取扱いと同様であるが、(1)では該当の会計基準等に経過的な取扱いが定められている場合の取扱いを設ける必要があること(第6項(1)参照)や、注記で求められる情報の内容も異なること(第10項及び第11項参照)などから、本会計基準では、この2つの分類ごとに、その取扱いを定めることとした。

なお、改正された会計基準等の適用について、会計方針の変更に該当するかどうかについては判断が明らかでない場合があるとの意見があるが、これについては、個々の会計基準等の改正の際に、取扱いが示されることになるものと考えられる。



本基準適用前の会計方針の変更があった場合の取扱い

46 我が国の従来の取扱いでは、財務諸表等規則等において、会計方針の変更を行った場合、会計方針の変更が当該変更期間の財務諸表に与えた影響に関する注記を求める定めはあるものの、過去の財務諸表に新しい会計方針を遡及適用することを求める定めはない。

一方、国際財務報告基準ではIAS第8号において、また米国会計基準ではFASB-ASC Topic250において、会計方針の変更に、新たに適用された会計基準等に経過的な取扱いが定められていない場合や自発的に会計方針を変更した場合には、原則として新たな会計方針の遡及適用を求めている。会計方針の変更を行った場合に過去の財務諸表に対して新しい会計方針を遡及適用すれば、原則として財務諸表本体のすべての項目(会計処理の変更に伴う注記の変更も含む。)に関する情報が比較情報として提供されることにより、特定の項目だけではなく、財務諸表全表についての比較可能性が高まるものと考えられる。また、当期の財務諸表との比較可能性を確保するために、過去の財務諸表を変更後の会計方針に基づき比較情報として提供することにより、情報の有用性が高まることが期待される。

検討の結果、本会計基準においても、会計方針の変更に關しては、遡及適用を行わず注記のみによる対応から、国際的な会計基準と同様に、過去の財務諸表への遡及適用による対応に轉換することとした(第6項参照)。

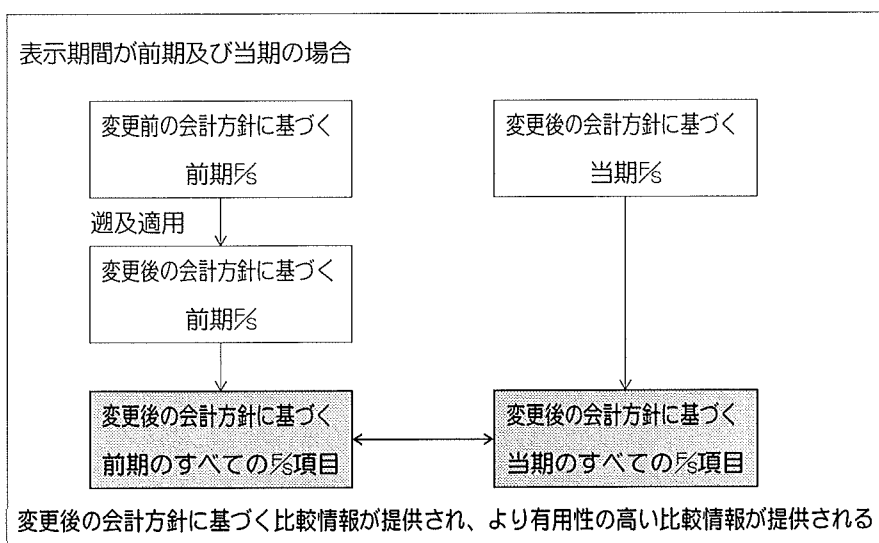
4 会計上の変更基準の取扱い

1 取扱い

「変更基準」では、正当な理由による会計方針の変更は、(1)会計基準等の改正に伴う会計方針の変更と、(2)(1)以外の正当な理由による会計方針の変更とに分類される。会計方針の変更が、(1)会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当する場合において、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従うこととなり、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていないときは、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することとなる。また、会計方針の変更が、(2)(1)以外の正当な理由による会計方針の変更に該当する場合には、**新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することとなる。**

2 取扱いの根拠

会計方針の変更を行った場合に、過去の財務諸表に対して新しい会計方針を遡及適用することにより、原則として、**財務諸表本体のすべての項目**に関する情報が比較情報として提供されることとなり、特定の項目だけではなく、**財務諸表全般**についての**比較可能性が高まる**ものと考えられる。また、当期の財務諸表との比較可能性を確保するために、過去の財務諸表を変更後の会計方針に基づき比較情報として提供することにより、情報の有用性が高まることが期待されている。



— <<まとめ>> —

1 定義

会計方針とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則および手続をいう。また、会計方針の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。

2 変更の取扱い

会計方針を変更した場合には、原則として新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。

3 根拠

会計方針の変更を行った場合に過去の財務諸表に対して新しい会計方針を遡及適用することにより、財務諸表全般についての比較可能性が高まるものと考えられ、また、情報の有用性が高まることが期待されるためである。



会計方針の変
更の分類

- 4 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。
- (1) 「会計方針」とは、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいう。
- (中略)
- (5) 「会計方針の変更」とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。

- 5 会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用する。正当な理由により変更を行う場合は、次のいずれかに分類される。

- (1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則及び手続が強制される場合や、従来認められていた会計処理の原則及び手続を任意に選択する余地がなくなる場合など、会計基準等の改正に伴って会計方針の変更を行うことをいう。会計基準等の改正には、既存の会計基準等の改正又は廃止のほか、新たな会計基準等の設定が含まれる。

なお、会計基準等に早期適用の取扱いが定められており、これを適用する場合も、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

- (2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更

正当な理由に基づき自発的に会計方針の変更を行うことをいう。

- 6 会計方針の変更に関する原則的な取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合

会計基準等に特定の経過的な取扱い（適用開始時に遡及適用を行わないことを定めた取扱いなどをいう。以下同じ。）が定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その経過的な取扱いに従う。

- (2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更の場合

新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。

- 7 前項に従って新たな会計方針を遡及適用する場合には、次の処理を行う。

- (1) 表示期間（当期の財務諸表及びこれに併せて過去の財務諸表が表示されている場合の、その表示期間をいう。以下同じ。）より前の期間に関する遡及適用による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産の額に反映する。

- (2) 表示する過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映する。



遡及適用する
場合の処理

5 遡及適用

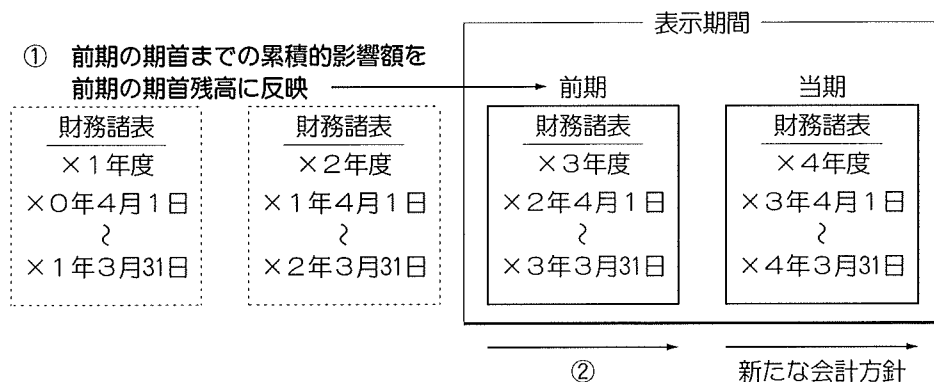
会計方針の変更に該当し新たな会計方針を遡及適用する場合には、次の処理を行う。

- ① 表示期間（当期の財務諸表及びこれに併せて過去の財務諸表が表示されている場合の、その表示期間をいう。以下同じ。）より前の期間に関する遡及適用による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産の額に反映する。
- ② 表示する過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映する。

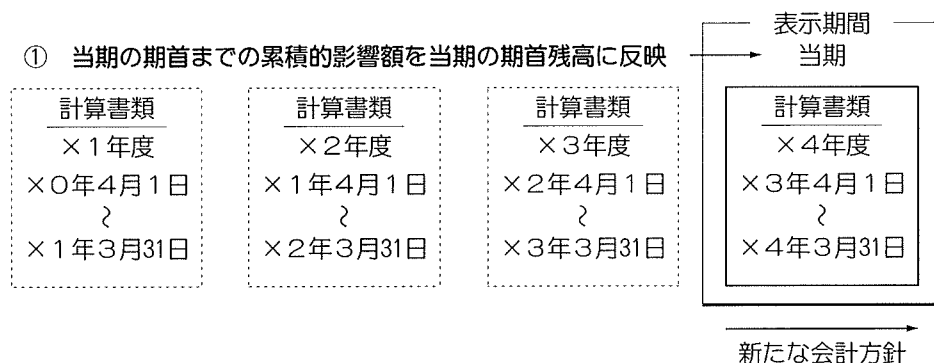
なお、表示期間とは、当期の財務諸表及びこれに併せて過去の財務諸表が表示されている期間をいい、各開示制度に従うことになる。

金融商品取引法においては2期間の財務諸表を開示するため表示期間は2期間（前期及び当期）である。これに対して会社法においては1期間の計算書類を開示するため、表示期間は1期間である。

(1) 金融商品取引法に基づいた財務諸表の場合



(2) 会社法に基づいた財務諸表の場合



6 設例1

下記の資料に基づいて、当期（×3年4月1日から×4年3月31日まで）における遡及処理後の財務諸表（一部抜粋）を作成しなさい。なお、財務諸表については、当期及び前期の2期分の開示が求められており、税効果会計については考慮しないものとする。

- (1) 当社は当期より、通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価方法を総平均法から先入先出法に変更した。前期の当該棚卸資産の増減について、先入先出法を遡及適用した場合の金額と従来方法である総平均法のコ額は次のとおりである。なお、収益性の低下に基づく簿価切下げは考慮外とする。

（単位：千円）

	期首残高	仕入高	売上原価	期末残高
総平均法（従来方法）	0	300,000	280,000	20,000
先入先出法（遡及適用）	0	300,000	275,000	25,000

- (2) 前期における遡及処理前の財務諸表（一部抜粋）は、次のとおりである。

（単位：千円）

貸借対照表	×2年3月31日	×3年3月31日
商品	×××	20,000
繰越利益剰余金	100,000	280,000

（単位：千円）

損益計算書	×2年3月31日	×3年3月31日
売上高	×××	500,000
商品期首たな卸高	×××	0
当期商品仕入高	×××	300,000
商品期末たな卸高	×××	20,000
法人税、住民税及び事業税	×××	40,000
当期純利益	×××	180,000

（単位：千円）

株主資本等変動計算書	×2年3月31日	×3年3月31日
繰越利益剰余金		
当期首残高	×××	100,000
当期変動額		
当期純利益	×××	180,000
当期末残高	×××	280,000

解 答

(1) 当期における遡及処理後の財務諸表 (一部抜粋)

(単位: 千円)

貸 借 対 照 表	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
商品	25,000	× × ×
繰越利益剰余金	285,000	× × ×

(単位: 千円)

損 益 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
売上高	500,000	× × ×
商品期首たな卸高	0	25,000
当期商品仕入高	300,000	× × ×
商品期末たな卸高	25,000	× × ×
法人税、住民税及び事業税	40,000	× × ×
当期純利益	185,000	× × ×

(単位: 千円)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
繰越利益剰余金		285,000
当期首残高	100,000	
当期変動額		
当期純利益	185,000	× × ×
当期末残高	285,000	× × ×

(2) 当期における帳簿上の処理 (遡及処理に関する仕訳)

(単位: 千円)

商	品	5,000	繰越利益剰余金	5,000
---	---	-------	---------	-------

(3) <前期における財務諸表の修正のイメージ (組替仕訳)>

表示する期間 (前期の影響額)

期末残高と売上原価の調整に関する修正

(単位: 千円)

商	品	5,000	商品期末たな卸高 <売上原価>	5,000
---	---	-------	--------------------	-------

参考

<会社法に基づいた場合>

当期における処理 (遡及処理に関する仕訳)

商	品	5,000	繰越利益剰余金	5,000
---	---	-------	---------	-------

⇒前期までの累積的影響額を当期の期首に反映する仕訳

7 設例2

下記の資料に基づいて、当期（×3年4月1日から×4年3月31日まで）における遡及処理後の財務諸表（一部抜粋）を作成しなさい。なお、財務諸表については、当期及び前期の2期分の開示が求められており、税効果会計については考慮しないものとする。

- (1) 当社は当期より、通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価方法を総平均法から先入先出法に変更した。前期の当該棚卸資産の増減について、先入先出法を遡及適用した場合の金額と従来方法である総平均法（従来方法）の金額は次のとおりである。なお、収益性の低下に基づく簿価切下げは考慮外とする。

（単位：千円）

	期首残高	仕入高	売上原価	期末残高
総平均法（従来方法）	7,000	317,500	304,500	20,000
先入先出法（遡及適用）	10,000	317,500	302,500	25,000

- (2) 前期における遡及処理前の財務諸表（一部抜粋）は、次のとおりである。

（単位：千円）

貸借対照表	×2年3月31日	×3年3月31日
商品	7,000	20,000
繰越利益剰余金	25,000	28,600

（単位：千円）

損益計算書	×2年3月31日	×3年3月31日
売上高	×××	310,500
商品期首たな卸高	×××	7,000
当期商品仕入高	×××	317,500
商品期末たな卸高	7,000	20,000
法人税、住民税及び事業税	×××	2,400
当期純利益	×××	3,600

（単位：千円）

株主資本等変動計算書	×2年3月31日	×3年3月31日
繰越利益剰余金		
当期首残高	×××	25,000
当期変動額		
当期純利益	×××	3,600
当期末残高	25,000	28,600

答案用紙

(1) 当期における遡及処理後の財務諸表（一部抜粋）

（単位：千円）

貸 借 対 照 表	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
商品		× × ×
繰越利益剰余金		× × ×

（単位：千円）

損 益 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
売上高	310, 500	× × ×
商品期首たな卸高		
当期商品仕入高	317, 500	× × ×
商品期末たな卸高		× × ×
法人税、住民税及び事業税	2, 400	× × ×
当期純利益		× × ×

（単位：千円）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
繰越利益剰余金		
当期首残高	25, 000	
会計方針の変更による累積的影響額		—
遡及処理後当期首残高		× × ×
当期変動額		
当期純利益		× × ×
当期末残高		× × ×

(2) 当期における帳簿上の処理 (遡及処理に関する仕訳)

(単位：千円)

--	--	--	--

解 答

(1) 当期における遡及処理後の財務諸表（一部抜粋）

（単位：千円）

貸 借 対 照 表	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
商品	25,000	× × ×
繰越利益剰余金	33,600	× × ×

（単位：千円）

損 益 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
売上高	310,500	× × ×
商品期首たな卸高	10,000	25,000
当期商品仕入高	317,500	× × ×
商品期末たな卸高	25,000	× × ×
法人税、住民税及び事業税	2,400	× × ×
当期純利益	5,600	× × ×

（単位：千円）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
繰越利益剰余金		
当期首残高	25,000	33,600
会計方針の変更による累積的影響額	3,000	—
遡及処理後当期首残高	28,000	× × ×
当期変動額		× × ×
当期純利益	5,600	× × ×
当期末残高	33,600	× × ×

(2) 当期における帳簿上の処理 (遡及処理に関する仕訳)

(単位: 千円)

商	品	5,000	繰越利益剰余金	5,000
---	---	-------	---------	-------

(3) <前期における財務諸表の修正のイメージ (組替仕訳)>

表示期間より前 (前期以前) の期間による累積的影響額

① 期首残高の評価額に関する修正

(単位: 千円)

商	品	3,000	会計方針の変更による累積的影響額 <繰越利益剰余金>	3,000
---	---	-------	-------------------------------	-------

⇒前期以前の累積的影響額を前期の期首に反映する仕訳

表示する期間 (前期の影響額)

② 期首残高と売上原価の調整に関する修正

(単位: 千円)

商	品	期首たな卸高 <売上原価>	3,000	商	品	3,000
---	---	------------------	-------	---	---	-------

③ 期末残高と売上原価の調整に関する修正

(単位: 千円)

商	品	5,000	商品期末たな卸高 <売上原価>	5,000
---	---	-------	--------------------	-------

参考

<会社法に基づいた場合>

当期における処理 (遡及処理に関する仕訳)

商	品	5,000	繰越利益剰余金	5,000
---	---	-------	---------	-------

8 設例3 (税効果適用あり)

下記の資料に基づいて、当期（×3年4月1日から×4年3月31日まで）における遡及処理後の財務諸表（一部抜粋）を作成しなさい。なお、財務諸表については、当期及び前期の2期分の開示が求められている。会計方針の変更による遡及適用については、税効果会計を適用することとし、法定実効税率は、40%とする。

- (1) 当社は当期より、通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価方法を総平均法から先入先出法に変更した。前期の当該棚卸資産の増減について、先入先出法を遡及適用した場合の金額と従来の方針である総平均法の場合は次のとおりである。なお、収益性の低下に基づく簿価切下げは考慮しない。

(単位：千円)

	期首残高	仕入高	売上原価	期末残高
総平均法(従来の方針)	7,000	317,500	304,500	20,000
先入先出法(遡及適用)	10,000	317,500	302,500	25,000

- (2) 前期における遡及処理前の財務諸表（一部抜粋）は、次のとおりである。

(単位：千円)

貸借対照表	×2年3月31日	×3年3月31日
商品	7,000	20,000
繰越利益剰余金	25,000	28,600

(単位：千円)

損益計算書	×2年3月31日	×3年3月31日
売上高	×××	310,500
商品期首たな卸高	×××	7,000
当期商品仕入高	×××	317,500
商品期末たな卸高	7,000	20,000
法人税、住民税及び事業税	×××	2,400
当期純利益	×××	3,600

(単位：千円)

株主資本等変動計算書	×2年3月31日	×3年3月31日
繰越利益剰余金		
当期首残高	×××	25,000
当期変動額		
当期純利益	×××	3,600
当期末残高	25,000	28,600

答案用紙

(1) 当期における遡及処理後の財務諸表 (一部抜粋)

(単位: 千円)

貸 借 対 照 表	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
商品		× × ×
繰延税金負債 (流動)		× × ×
繰越利益剰余金		× × ×

(単位: 千円)

損 益 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
売上高	310, 500	× × ×
商品期首たな卸高		
当期商品仕入高	317, 500	× × ×
商品期末たな卸高		× × ×
法人税、住民税及び事業税	2, 400	× × ×
法人税等調整額		× × ×
当期純利益		× × ×

(単位: 千円)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
繰越利益剰余金		
当期首残高	25, 000	
会計方針の変更による累積的影響額		—
遡及処理後当期首残高		× × ×
当期変動額		
当期純利益		× × ×
当期末残高		× × ×

(2) 当期における帳簿上の処理 (遡及処理に関する仕訳)

(単位 : 千円)

		<	>

解答

(1) 当期における遡及処理後の財務諸表（一部抜粋）

（単位：千円）

貸 借 対 照 表	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
商品	25,000	× × ×
繰延税金負債（流動）	2,000	× × ×
繰越利益剰余金	31,600	× × ×

（単位：千円）

損 益 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
売上高	310,500	× × ×
商品期首たな卸高	10,000	25,000
当期商品仕入高	317,500	× × ×
商品期末たな卸高	25,000	× × ×
法人税、住民税及び事業税	2,400	× × ×
法人税等調整額	800	× × ×
当期純利益	4,800	× × ×

（単位：千円）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	× 3 年 3 月 31 日	× 4 年 3 月 31 日
繰越利益剰余金		
当期首残高	25,000	31,600
会計方針の変更による累積的影響額	1,800	—
遡及処理後当期首残高	26,800	× × ×
当期変動額		
当期純利益	4,800	× × ×
当期末残高	31,600	× × ×

(2) 当期における帳簿上の処理 (遡及処理に関する仕訳)

(単位：千円)

商	品	5,000	繰延税金負債 <流動>	2,000
			繰越利益剰余金	3,000

(3) <前期における財務諸表の修正のイメージ (組替仕訳)>

① 期首残高の評価額に関する修正

(単位：千円)

商	品	3,000	繰延税金負債 <流動>	*1 1,200
			会計方針の変更による累積的影響額 <繰越利益剰余金>	*2 1,800

$$*1 \quad \frac{(10,000 \text{千円} - 7,000 \text{千円})}{\text{遡及後} \quad \text{遡及前}} \times 40\% = 1,200 \text{千円}$$

$$*2 \quad \frac{(10,000 \text{千円} - 7,000 \text{千円})}{\text{遡及後} \quad \text{遡及前}} - 1,200 \text{千円} = 1,800 \text{千円}$$

② 期首残高と売上原価の調整に関する修正

(単位：千円)

商品期首たな卸高 <売上原価>	3,000	商	品	3,000
--------------------	-------	---	---	-------

③ 期末残高と売上原価の調整に関する修正

(単位：千円)

商	品	5,000	商品期末たな卸高 <売上原価>	5000
---	---	-------	--------------------	------

④ 売上原価の調整に関する税効果会計の適用

(単位：千円)

法人税等調整額	800	繰延税金負債 <流動>	* 800
---------	-----	----------------	-------

$$* \quad (5,000 \text{千円} - 3,000 \text{千円}) \times 40\% = 800 \text{千円}$$

参考

<会社法に基づいた場合>

当期における処理 (遡及処理に関する仕訳)

商	品	5,000	繰延税金負債	2,000
			繰越利益剰余金	3,000

9 おわりに

当セミナーはいかがでしたでしょうか。

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入により会計処理が従来と大きく異なることになり、本年度の本試験にも影響を与えることになります。

また、皆さんは税理士試験むけて勉強をより励むことになると思います。

税理士試験は簡単なものではないと思いますが、地道に努力を重ねれば誰でも合格できる試験でもあります。

限られた時間を最大限利用して、価値のある税理士試験合格を一緒に掴みましょう。